

地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 地域安全まちづくり活動（第7条 - 第10条）

第3章 地域安全まちづくり活動への支援（第11条 - 第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現は、すべての県民の願いであり、私たちの生活は、安全で安心な地域社会という基盤の上に営まなければならない。

しかしながら、近年、様々な社会情勢の変化を背景として、街頭、住居等の県民生活に身近なところで発生する犯罪が多発しており、こうした状況を踏まえ、これまで行われてきた防犯協会等のボランティア団体による取組に加え、地域の安全は住民自らの力で確保しようとする県民の主体的な意思に基づく取組が各地で展開されつつある。

兵庫県では、これまでも様々な県民運動を提唱し、県民による多様な地域づくり活動を支援してきたほか、安全で安心な都市基盤の整備に努めるなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

また、阪神・淡路大震災においては、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等が相互に助け合い、連携する豊かな地域社会こそが、安全で安心な県民生活を支えていることを改めて認識した。

これらの貴重な経験や活動を踏まえ、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、人と人、人と地域のきずなを一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしの実現に向けた活動に取り組んでいく必要がある。

ここに、私たちは、地域社会を構成する様々な主体の相互の連携による活動を通じて安全で安心な兵庫を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（基本理念）

第1条 県民が自らの生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成（以下「地域安全まちづくり」という。）は、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他の団体及び事業者（以下「県民等」という。）が、地域社会において相互に連携し、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）に取り組むことにより、推進されなければならない。

(県民の役割)

第2条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、一人ひとりが日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、子どもが他者への思いやりの心をはぐくみ、社会の一員としての規範意識を持って生活を営むことができるよう、子どもに対し、自ら模範となる行動を示すとともに、家庭、地域社会及び学校、児童福祉施設その他子どもの教育等を行う施設（以下「学校等」という。）において、その健全育成に努めるものとする。

3 県民は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地縁団体等の役割)

第3条 地縁団体、ボランティア団体その他の団体（以下「地縁団体等」という。）は、基本理念にのっとり、地域社会の安全を確保する観点から、地域安全まちづくり活動を企画し、県民及び事業者の参画を得て、推進するよう努めるものとする。

2 地縁団体等は、基本理念にのっとり、必要に応じて、地域安全まちづくり活動に取り組む県民及び事業者に対する助言等を行うよう努めるものとする。

3 地縁団体等は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、自ら及び県民等の安全が確保されるよう努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域社会に貢献する観点から、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第5条 県は、基本理念にのっとり、地域安全まちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域安全まちづくりに関する市町の施策を尊重するとともに、市町に対する情報の提供、技術的助言その他の支援に努めるものとする。

3 県は、地域安全まちづくりが県民の自発的かつ自律的な意思に基づき行われるべきものであることにかんがみ、これが地域の多様性及び県民の多様な価値観を尊重して推進されるよう配慮するものとする。

(県民等、県及び市町の相互の連携)

第6条 県民等及び県は、地域安全まちづくりの推進に当たっては、第2条から前条までに規定するそれぞれの役割又は責務を踏まえ、相互に連携するよう努めるものとする。

2 県及び市町は、地域安全まちづくりに関する施策の実施に当たっては、相互に連携し、当該施策が効果的に実施されるよう努めるものとする。

3 県民等、県及び市町は、相互に連携して、地域安全まちづくりの総合的な推進を図るための体制を整備するものとする。

第2章 地域安全まちづくり活動

(地域安全まちづくり活動)

第7条 県民は、相互に連携し、地域の実情に応じて、防犯に関する知識及び技術の習得、建物、車両等の適正な管理、地域内の巡回その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 地縁団体等は、次に掲げる活動その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

(1) 県民相互又は県民と事業者との連携による取組を促進するための地域安全まちづくり活動に関する企画及び地域安全まちづくり活動への参画の促進

(2) 講習会の開催等による県民及び事業者に対する防犯意識の啓発、防犯に関する情報の提供並びに知識及び技術の普及

3 事業者は、従業者に対する防犯に関する知識及び技術の普及等の教育、建物、車両等の適正な管理その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

(子ども、高齢者等の安全確保)

第8条 子どもの保護者、地縁団体等及び学校等を設置し、又は管理する者(以下「学校の設置者等」という。)は、次に掲げる活動に取り組むよう努めなければならない。

(1) 学校等及び通学又は通園の用に供される道路並びに子どもが利用する公園、広場等(以下「通学路等」という。)における巡回活動その他の子どもの安全を確保するための活動

(2) 子どもが自身の安全を確保することができるようにするための教育

(3) 子どもの他者への思いやりと規範意識をはぐくむ教育

2 学校の設置者等及び通学路等を設置し、又は管理する者は、その施設における防犯のための設備の設置その他の子どもの安全を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地縁団体等は、高齢者、障害者、女性その他の犯罪による被害の防止のために配慮を要すると認められる者(以下「高齢者等」という。)の安全を確保するため、高齢者等及びその関係者に対し、防犯に関する知識及び技術の普及並びに意識の醸成に努めなければならない。

(防犯に配慮した施設の管理等の取組)

第9条 住宅、店舗その他の施設（以下「住宅等」という。）を所有し、又は管理する者は、当該住宅等の構造、設備、管理の方法等を当該住宅等及びその周辺における犯罪の防止に配慮したものとすよう努めなければならない。

2 空地进行を所有し、又は管理する者は、当該空地进行を犯罪の防止に配慮して適切に管理するよう努めなければならない。

3 事業者は、事業所ごとに、防犯のための設備の維持及び管理、従業者に対する防犯に関する指導その他事業所における犯罪を防止するための活動を行う者として、防犯責任者を置くよう努めなければならない。

4 深夜（午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において物品販売業その他の営業を営む者は、当該営業に係る店舗（以下「深夜営業店舗」という。）への防犯のための設備の設置、深夜における従業者の勤務体制の整備その他の措置を講ずることにより、深夜営業店舗及びその周辺における犯罪の防止に配慮するよう努めなければならない。

5 飲食店、小売店舗その他の店舗の集積する区域（以下「繁華街」という。）において、店舗、駐車場その他の施設を所有し、若しくは管理する者又は事業を行う者は、地縁団体等、県及び市町と協働して、当該繁華街において、違法な広告物の掲示、建物等に対する落書き、違法な駐車等の犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化の推進に努めなければならない。

(防犯に配慮した基盤の整備)

第10条 住宅又は住宅団地を整備しようとする者は、当該住宅又は住宅団地を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとすよう努めなければならない。

2 道路、公園、駐車場その他の施設（以下「道路等」という。）を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとすよう努めなければならない。

3 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の製造又は販売を業とする者は、当該自動車等の盗難その他の犯罪を防止するための制度、装置その他の措置の普及に努めなければならない。

第3章 地域安全まちづくり活動への支援

(地域安全まちづくり活動への支援)

第11条 県は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 地域安全まちづくり活動に必要な情報を提供し、及び地域安全まちづくり活動に関する相談に応ずること。

(2) 地域安全まちづくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。

(3) 地域安全まちづくり活動に必要な技術的助言を行うこと。

- (4) 地域安全まちづくり活動を支える人材の確保及び資金の調達を支援すること。
- (5) 地域安全まちづくり活動に関して著しい功績があった者を表彰すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域安全まちづくり活動を支援するために必要な施策

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項の施策を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図るものとする。

(推進計画の策定)

第12条 知事は、前条第1項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する地域安全まちづくり審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(指針の策定)

第13条 知事は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる指針を策定するものとする。

(1) 第8条第1項第1号及び第2項に規定する子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

(2) 第9条第1項及び第10条第1項に規定する犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針

(3) 第9条第4項に規定する犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針

(4) 第10条第2項に規定する犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の指針について準用する。

(地域安全まちづくり推進員の設置)

第14条 知事は、地域安全まちづくり活動に取り組む県民の中から、地域安全まちづくり推進員（以下「推進員」という。）を委嘱するものとする。

2 推進員は、県民等による地域安全まちづくり活動の推進を図るため、率先して地域安全まちづくり活動に取り組むほか、県民等、県及び関係機関の連携及び協働に関する調整を行うものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第15条 県は、国及び犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）による被害を受けた者等（以下「犯罪被害者等」という。）を支援する活動を行う機関又は団体と協働して、情報の提供、相談の実施その他の犯罪被害者

等に対する支援に努めるものとする。

(その他の地域安全まちづくり施策)

第16条 第11条から前条までに定めるもののほか、県は、地域安全まちづくりに関する県民の意識の啓発、防犯に配慮した公共施設の整備その他の地域安全まちづくり施策を実施するものとする。

第4章 雑則

(補則)

第17条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事、教育委員会及び公安委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

2 (省略)

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 (省略)